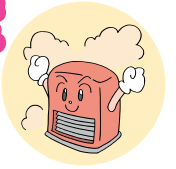


標茶町 上下水道・暖房費を助成 ほっとらいふ制度



本町では、「標茶町ほっとらいふ制度」を設け、上下水道料および暖房費の助成を行っています。

助成額は世帯区分によって異なりますので詳しくは下記係まで問い合わせください。

■助成対象／国保税の7割減額・5割減額の対象となっている世帯またはそれと同様な所得の世帯

■支給期／8・12・4月の年3回（暖房費は12月支給期に助成）

■受付場所・問い合わせ／役場住民課社会福祉係（1階②番窓口☎485-2111内線122）、各公民館
※受け付けは随時行っています。

※1年に1回申請してください。

※申請の際は、印かんを持参し、窓口にて振込先の金融機関名・口座番号をお伝えください。

国民健康保険の 保険証が届きます

現在お持ちの保険証の有効期限は、4月30日までです。新しい保険証は、4月20日ごろ（地区によって配達時期が異なります）に簡易書留により郵送します。新しい保険証が届きましたら、現在お持ちの保険証を処分してください。なお、国民健康保険税の滞納があり、役場窓口での保険証の更新のお知らせがあった世帯には郵送されません。

国保の喪失の届出は お済みですか？

本町にお住まいで国民健康保険に加入している方が、職場の健康保険（被用者保険）に加入した場合は、「国保喪失の届出」をする必要があります。この手続きをしないと、不要な国民健康保険税がかかりますので注意してください。

■手続きに必要なもの／印かん、国保の保険証、職場でもらった保険証など

平成25年度 健康づくり運動指導者 養成講習会受講者募集

効果的で安全な運動指導を行うための指導者の養成を目的に養成講習会を開催します。

講習は健康管理・運動生理学・フィットネス基礎理論・栄養学などの基礎知識およびラダーやeボール、ウォーキング、体操などの実技です。

養成講習修了後は、町内の各種健康づくり運動教室などでの指導員として活動します。

■講習期間／5月～平成26年3月まで
月1～2回程度

■講習会場／農業者トレーニングセンターほか



■募集人数／20人程度

■募集条件／18歳以上の健康な方で、受講後、町や地域で開催される健康づくり教室などへの指導に協力できる方

■受講料／無料

■募集期間／4月30日(火)

■申し込み・問い合わせ／教育委員会社会教育課保健体育係（☎485-2434）



■問い合わせ／役場住民課年金保険係
（1階⑤番窓口☎485-2111内線127）



佐々木初美さん
(富士)

長寿88歳
おめでとうございます

《平成25年1月該当》
掲載に同意いただいた方のみ
掲載しています。



成澤美智子さん
(桜)



小笠原トシ子さん
(旭)

長寿99歳
おめでとうございます

《平成25年1月該当》
掲載に同意いただいた方のみ
掲載しています。



長島 ふみさん
(川上)

事例

「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もないか。うそになるよ」などとあまりにもしつこく言われ、仕方なく金のネックレスなど4点を見せたところ、「それ売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、なかなか帰ってくれないため、あきらめて売却し2万円ほど受け取った。冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強く、数日後「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元にないし、クーリング・オフはできない」と断られた。本当にクーリング・オフはできないのか。

(70歳代 女性)

生活豆知識

「買い取られた貴金属
クーリング・オフが
できます！」



訪問した業者に貴金属などを買い取られる「訪問購入」に関する相談が北海道消費生活センターなどに寄せられています。今月は、「訪問購入」による代表的な事例と対策についてお知らせします。

ひんじゅアドバイザー

- これまではクーリング・オフの制度はなく、後になつて返品を求めても「すでに処分した」などと言われ取り戻せないケースがほとんどでした。
- 平成25年2月21日より、訪問購入についてもクーリング・オフが導入され、今後は法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件に取り戻すことができるようになりました。
- 契約をしたとしても商品とその場で引き渡す必要はありません。
- ただし、クーリング・オフが適用されない商品など例外もあるので、注意が必要です。何よりも、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。
- 心配なとき、事例のようなトラブルに遭ったときなどは下記相談窓口へ問い合わせください。



- 相談窓口／
- 役場企画財政課商工労働係
(2階⑩番窓口 ☎485-2111内線251)
 - 釧路市消費生活センター
(☎0154-24-3000)